

はじめに

障害のある人が地域で自立して暮らすことのできる社会づくりに向けて、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、福祉施設や事業体系の再編と併せて、障害福祉に関するサービス体系全般についての抜本的な見直しが行われました。

本町では、この制度改正に対応するため、サービス見込み量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを定めた第1期東郷町障害福祉計画を平成18年度に策定し、障害福祉サービスなどの充実に向けた取り組みを進めてきました。

このたび、第1期東郷町障害福祉計画の計画期間が今年度で終了することから、これまでの進捗状況を踏まえつつ、障害のある人が安心して地域生活、社会活動を営めるまちづくりを進めていくための障害福祉サービスや基盤整備等の更なる充実に向けて、第2期東郷町障害福祉計画を策定しました。

今後も、制度の改正などにも注視しつつ、今回策定しました第2期東郷町障害福祉計画を着実に推進し、基本理念である「障害のある人の自立」、「障害のある人の社会活動参加」、「障害を理解し、支え合うまちづくり」の実現をめざしていかなければならないと考えます。

最後に、本計画の策定にあたりましてアンケート調査、ヒアリング調査にご協力いただきました関係者の方々に心から厚くお礼申し上げます。

平成21年3月

東郷町長 川 瀬 雅 喜

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 障害福祉サービスの体系.....	4
4. 計画の期間.....	5
5. 計画において定めるべき事項.....	6
6. 障害保健福祉圏域.....	6
第2章 東郷町の障害者を取り巻く状況.....	7
1. 人口等の状況.....	8
(1) 総人口の推移.....	8
2. 手帳所持者数の状況.....	9
(1) 手帳所持者数の推移.....	9
(2) 身体障害者手帳所持者数の状況.....	10
(3) 療育手帳所持者数の状況.....	11
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況.....	11
3. 障害程度区分の状況.....	12
(1) 支給決定者数の推移.....	12
(2) 支給決定者の障害程度区分認定の状況.....	12
(3) 利用者数の推移.....	13
4. 障害福祉サービスの利用状況.....	15
(1) 訪問系サービスの利用状況.....	15
(2) 日中活動系サービスの利用状況.....	17
(3) 短期入所の利用状況.....	21
(4) 居住系サービスの利用状況.....	22
5. 障害福祉サービスの現状.....	24
(1) 自立支援法の施行によって生じた課題.....	24
(2) 利用者からの評価と苦情・相談.....	25
6. 障害者の一般就労の状況.....	26
(1) 障害者雇用の状況.....	26
(2) 今後の就労に向けて.....	27
第3章 計画の基本的考え方.....	29
1. 計画の基本理念.....	30

2. 提供体制確保の基本的考え方.....	30
3. 平成23年度の目標.....	32
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	32
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行.....	32
(3) 福祉施設から一般就労への移行.....	33
第4章 障害福祉サービス等の見込みとその確保のための方策.....	35
その確保のための方策.....	35
1. 自立支援給付の見込み.....	36
(1) 訪問系サービスの提供.....	36
(2) 日中活動系サービスの提供.....	37
(3) 居住系サービスの提供.....	42
(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成）.....	43
2. 地域生活支援事業の見込み.....	44
(1) 実施事業.....	44
第5章 今後の施策の推進.....	51
1. 障害者自立支援法の浸透.....	52
2. サービス提供事業者の育成・確保.....	52
3. 自立支援協議会の充実.....	53
4. 就労支援の充実.....	54
5. 虐待防止対策の推進.....	54
第6章 計画の推進体制.....	55
1. 庁内の関係各課における推進体制.....	56
2. 愛知県・近隣自治体との連携.....	56
3. 評価体制.....	56
資料編.....	57
第2期東郷町障害福祉計画策定経過.....	58
障害者団体.....	59
東郷町地域自立支援会議構成員.....	59

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

障害保健福祉施策は、平成 15 年度の支援費制度の導入により、措置制度から契約制度へ転換され、利用者数も飛躍的に増加し、障害のある人への福祉サービスが拡充されました。

しかし、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとの福祉施設や事業体系が複雑であること、また、精神障害者に対する施策が支援費制度の対象とならなかったことにより、そのサービスが立ち遅れていることも指摘されていました。

また、障害のある人の地域生活への移行や就労支援、障害のある人を地域で支える相談支援体制の整備などの新たな課題への対応も求められてきたことから、こうした状況に対応し、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、福祉施設や事業体系の再編と併せて、障害福祉に関するサービス体系全般についての抜本的な見直しが行われました。

本町では、これらの制度改正に対応するため、それまでの障害福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標として、その中間段階となる平成 20 年度までを計画期間とする「第 1 期東郷町障害福祉計画」を平成 18 年度に策定し、障害のある人が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供及び提供基盤の整備に努めてきました。

このたび、この「第 1 期東郷町障害福祉計画」の計画期間が終了することから、本町ではこれまでの計画の進捗状況を踏まえつつ、第 1 期計画で設定した平成 23 年度末に向けた数値目標を基本とした「第 2 期東郷町障害福祉計画」を策定し、障害福祉の充実に向けての目標及び各事業量の設定など、具体的な取り組みを明らかにしていきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画であり、国の基本指針に即しながら、「愛知県障害福祉計画」との整合性や広域的な調整を図ったうえで、本町の地域の状況を勘案し、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制を確保する地域基盤を整備するための計画です。

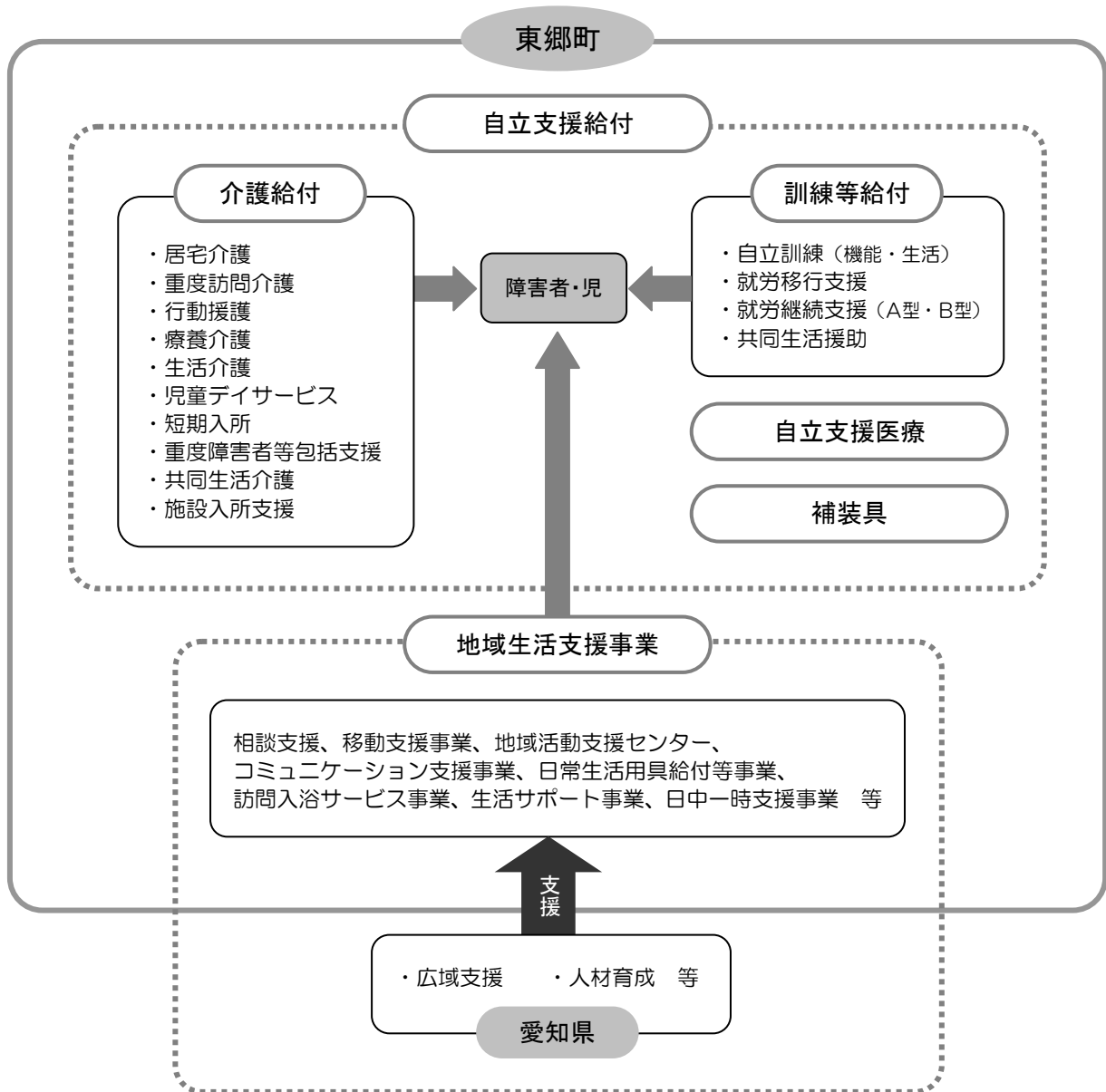
また、障害のある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、東郷町における障害者施策の基本方針として策定された「東郷町障害者計画」及びその他の関連計画との調和が保たれたものとなります。

障害者自立支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 障害福祉サービスの体系

障害者自立支援法による障害福祉サービスの体系は、「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に大別されます。



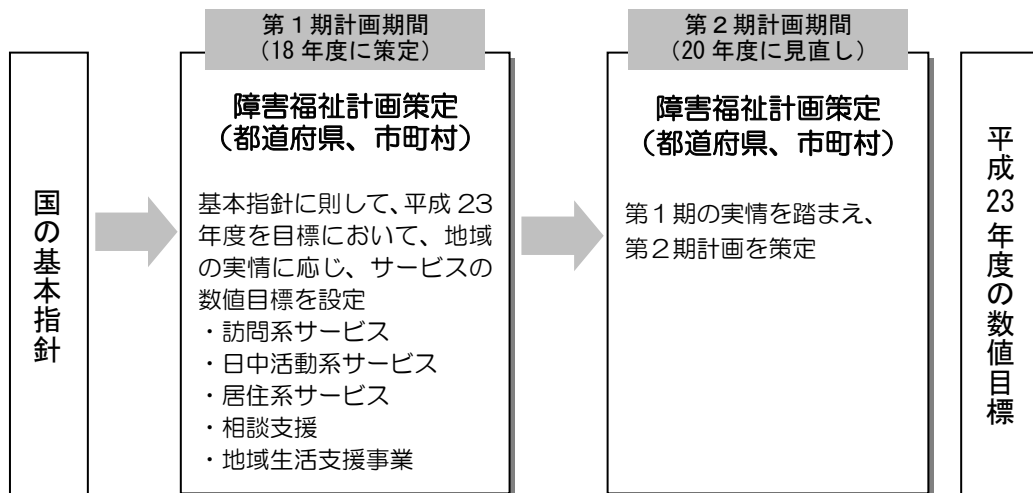
4. 計画の期間

本計画は、平成18年度に策定した「東郷町障害者計画」の第5章にあたる「第1期東郷町障害福祉計画」を見直し、実施状況を踏まえ、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画期間とする「第2期東郷町障害福祉計画」です。

計画期間は平成21年度から平成23年度の3年間として定めます。

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
障害者計画	東郷町障害者計画					
障害福祉計画	第1期東郷町障害福祉計画					
			見直し	第2期東郷町障害福祉計画		

新サービス体系への移行



5. 計画において定めるべき事項

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づき、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働省告示第395号）を踏まえて定めることとされています。

定めることとされている事項

- 各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 指定障害福祉サービスまたは指定相談支援（サービス利用計画作成）の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

6. 障害保健福祉圏域

広域的に利用される障害福祉サービスの提供体制を整備するため、愛知県では「障害保健福祉圏域」を設定しています。

東郷町は「尾張東部圏域」に属し、東郷町と瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手町の4市2町で構成されています。

第2期計画では新たに「圏域ビジョン」（障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針）を市町村と県が協働で策定することとなっており、東郷町においてもこの圏域ビジョンを踏まえつつ、広域的な連携のもとで本計画を推進します。

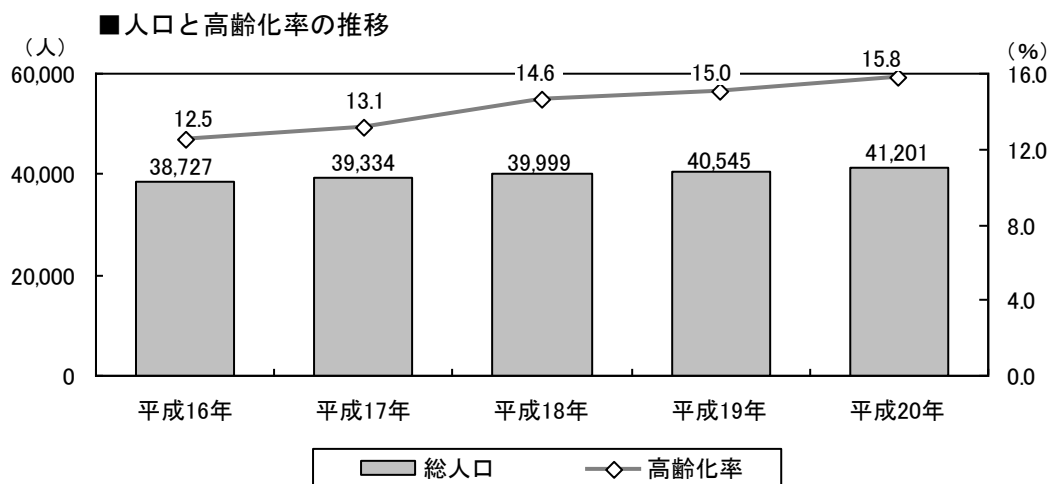
また、本町の障害福祉サービスの利用者は、当該圏域外の名古屋市の事業所において多くなっていることから、「名古屋圏域」の状況についても勘案することとします。

第2章 東郷町の障害者を取り巻く状況

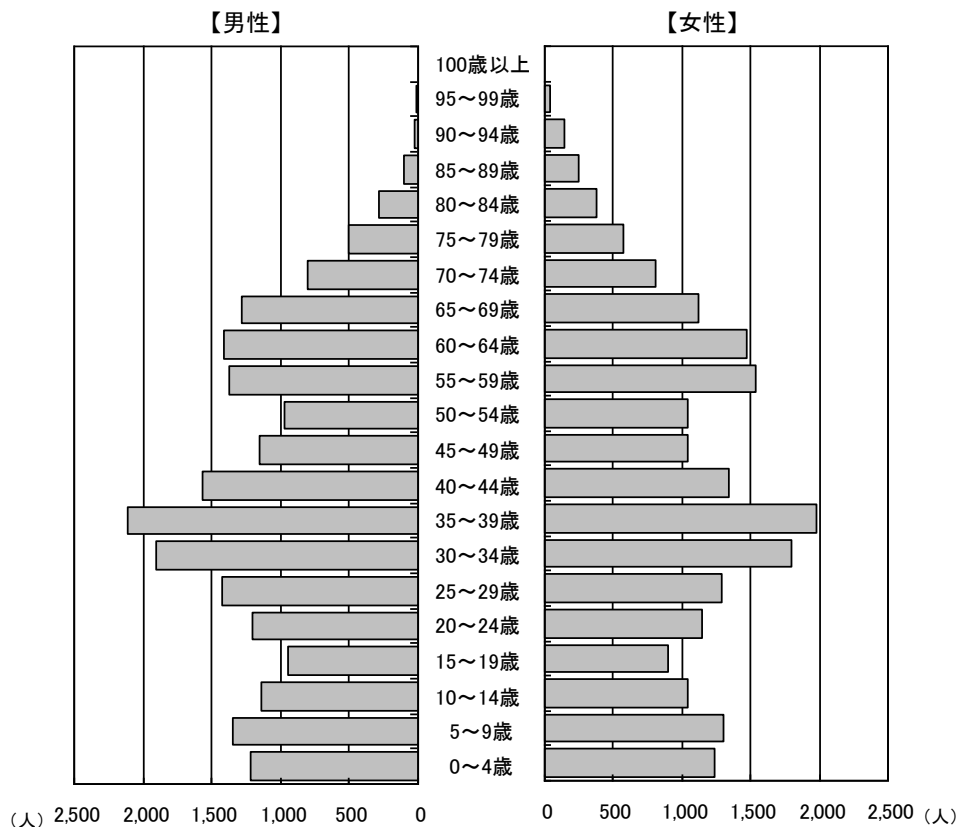
1. 人口等の状況

(1) 総人口の推移

本町の人口は増加傾向にあり、全国と比較すると高齢化率は比較的低くなっていますが、人口構成では30歳代に次いで50歳代後半から60歳代の人口が多くなっているため、これらの世代が高齢化することによる高齢化率の上昇も予想されます。



■人口ピラミッド (平成20年4月 住民基本台帳及び外国人登録人数)

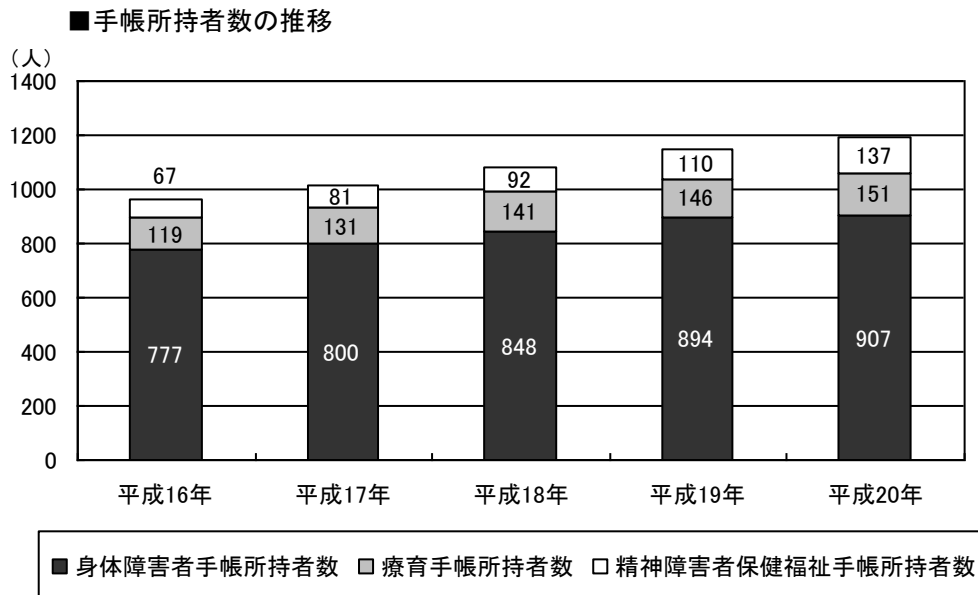


2. 手帳所持者数の状況

(1) 手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、平成20年3月末現在で身体障害者手帳所持者数が907人、療育手帳所持者数が151人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が137人となっています。

全体では身体障害者手帳所持者が最も多くなっていますが、近年では精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率が最も高くなっています。



資料：福祉課（各年3月31日）

■障害種別障害者数と人口比の推移

単位：人、%

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	38,727	39,334	39,999	40,545	41,201
身体障害者手帳所持者数(人)	777	800	848	894	907
人口比(%)	2.01%	2.03%	2.12%	2.20%	2.20%
療育手帳所持者数(人)	119	131	141	146	151
人口比(%)	0.31%	0.33%	0.35%	0.36%	0.37%
精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)	67	81	92	110	137
人口比(%)	0.17%	0.21%	0.23%	0.27%	0.33%

資料：住民基本台帳及び外国人登録人数、手帳所持者数は福祉課（各年3月31日）

(2) 身体障害者手帳所持者数の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は継続して増加傾向にあり、平成20年3月末現在で907人となっています。障害の等級別でみると、1級が最も多く、次に4級が多くなっています。

■等級別障害者数の推移

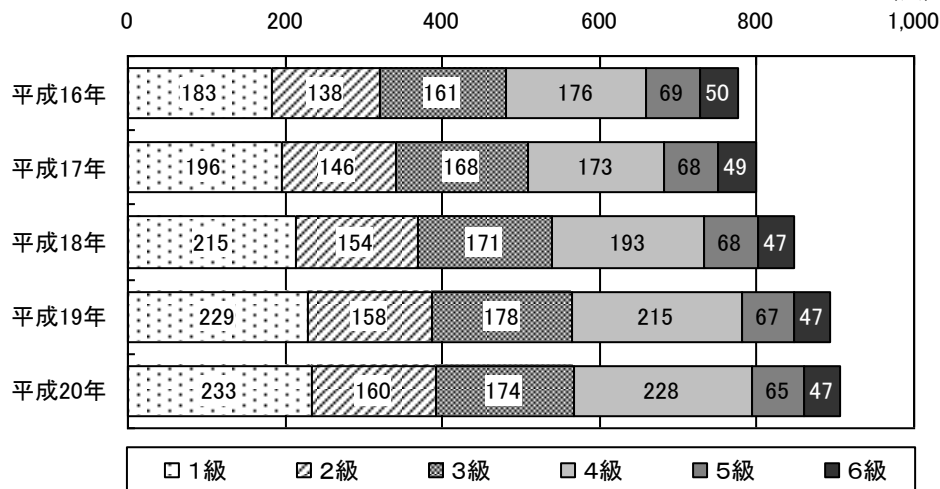
単位：人

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1級	183	195	215	229	233
2級	138	146	154	158	160
3級	161	171	171	178	174
4級	176	173	193	215	228
5級	69	67	68	67	65
6級	50	48	47	47	47
合計	777	800	848	894	907
前年度からの増加率	—	103.0%	106.0%	105.4%	101.5%

資料：福祉課（各年3月31日現在）

■等級別 身体障害者手帳所持者数

(人)



(3) 療育手帳所持者数の状況

本町の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成20年3月末現在で151人となっています。障害の等級別でみると、A判定が76人と最も多く、全体の約半数を占めています。

■等級別障害者数の推移

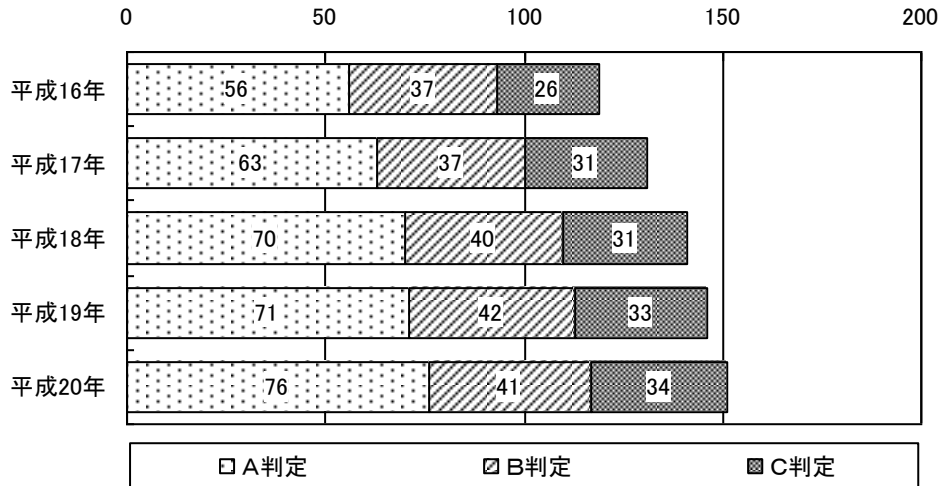
単位：人

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
A判定	56	63	70	71	76
B判定	37	37	40	42	41
C判定	26	31	31	33	34
合計	119	131	141	146	151
前年度からの増加率	—	110.1%	107.6%	103.5%	103.4%

資料：福祉課（各年3月31日現在）

■等級別 療育手帳所持者数

(人)



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成20年3月末現在で137人となっています。

■等級別障害者数の推移

単位：人

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1級	7	8	5	4	9
2級	43	51	59	74	91
3級	17	22	28	32	37
合計	67	81	92	110	137
前年度からの増加率	—	120.9%	113.6%	119.6%	124.5%

資料：福祉課（各年3月31日現在）

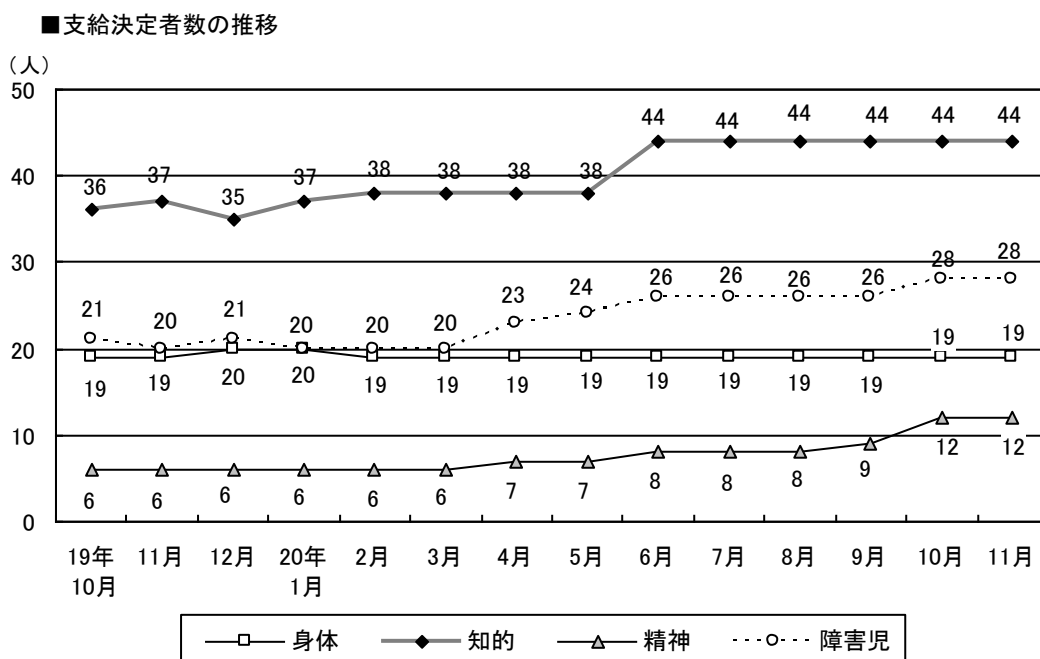
3. 障害程度区分の状況

(1) 支給決定者数の推移

障害程度区分は、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に示すものとして導入されました。全国統一の調査項目による一次判定をもとに、主治医意見書と特記事項を加えた審査会での二次判定によって、障害程度区分の認定が行われています。

障害者に対する介護給付の必要度は、6段階の障害程度区分で区分されています。

本町における障害福祉サービスの支給決定者数の推移をみると、身体障害者では横ばいですが、その他の知的障害者、精神障害者、障害児については増加傾向にあります。



資料：自立支援給付実績より作成

(2) 支給決定者の障害程度区分認定の状況

障害程度区分認定別にみると、身体障害者では区分6が、知的障害者では区分2～3の認定の割合が高くなっています。精神障害者では区分1の認定が多くなっています。

(障害児では障害程度区分認定が行われず、すべて未判定となっているため記載していません。)

■サービス支給決定者の障害程度区分の状況

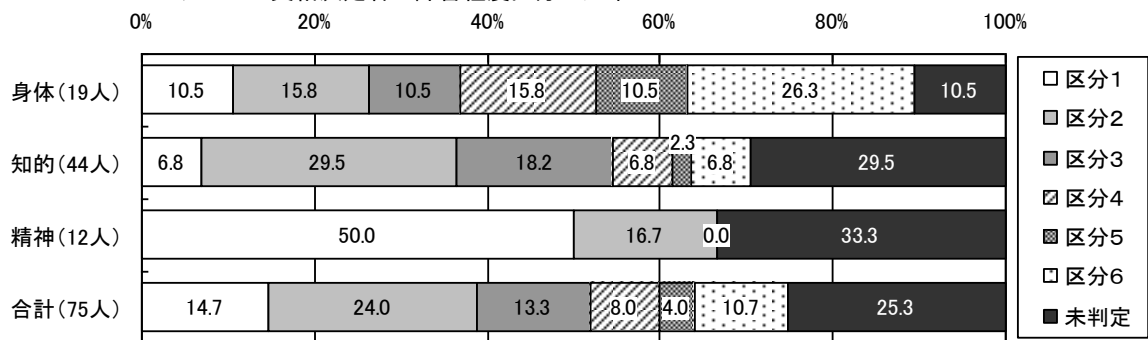
単位：人

		障害程度区分							全体
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未判定	
障害者	身体	2	3	2	3	2	5	2	19
	知的	3	13	8	3	1	3	13	44
	精神	6	2	0	0	0	0	4	12
計		11	18	10	6	3	8	19	75

資料：福祉課（平成20年11月）

「障害程度区分」とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）

■サービス支給決定者の障害程度区分の比率

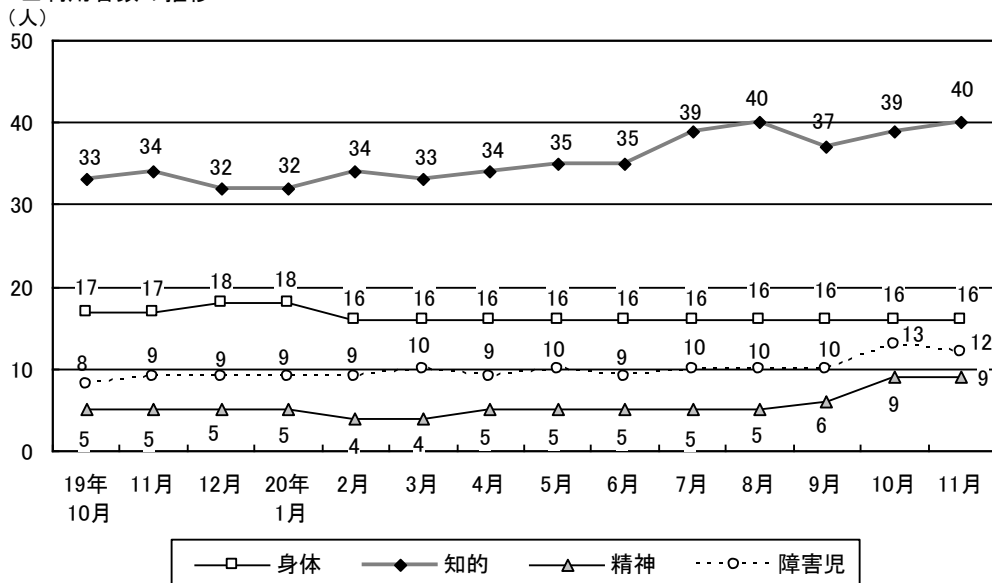


資料：福祉課（平成20年11月）

(3) 利用者数の推移

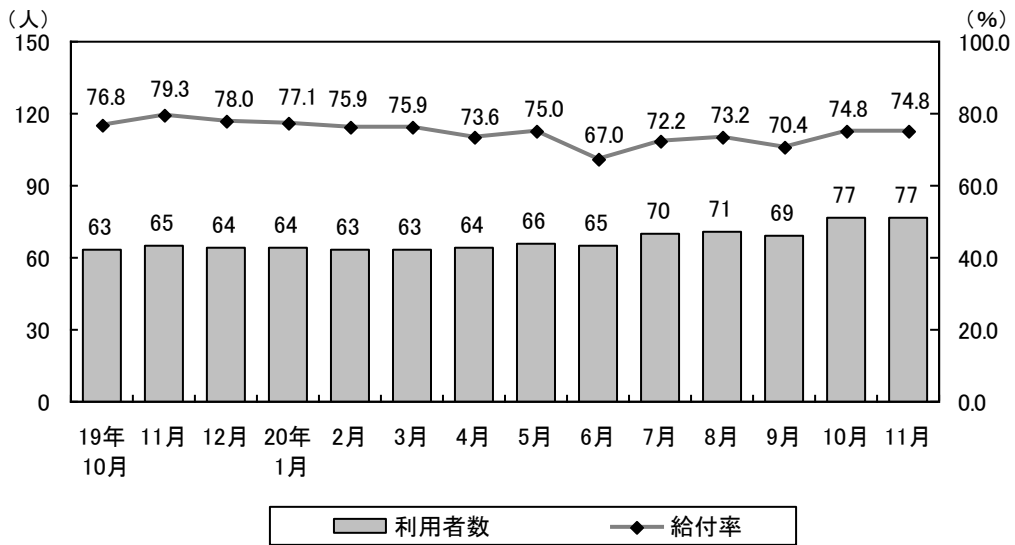
利用者数の推移をみると、知的障害者では継続して増加傾向にあります。身体障害者、精神障害者、障害児では横ばいとなっています。また、全体の給付率はやや減少傾向にあります。

■利用者数の推移



資料：自立支援給付実績より作成

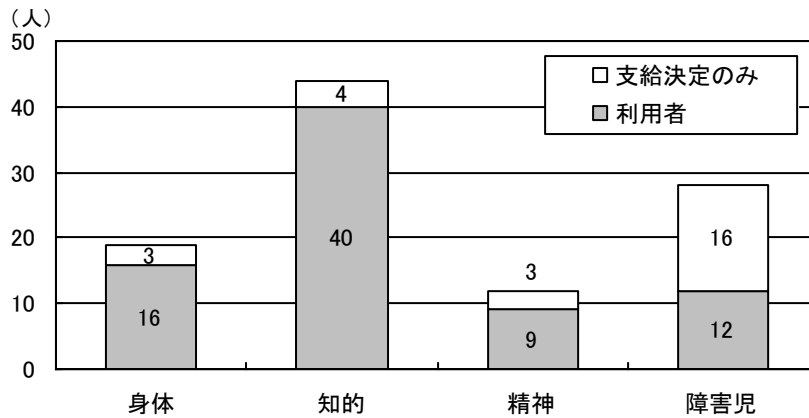
■利用者数・給付率の推移



資料：自立支援給付実績より作成

平成 20 年 11 月の支給決定者・利用者的人数を障害種別にみると、身体障害者、知的障害者、精神障害者では支給決定を受けた方の大部分がサービスを受給していますが、障害児ではやや利用者数が少なくなっています。

■支給決定者・利用者的人数の状況



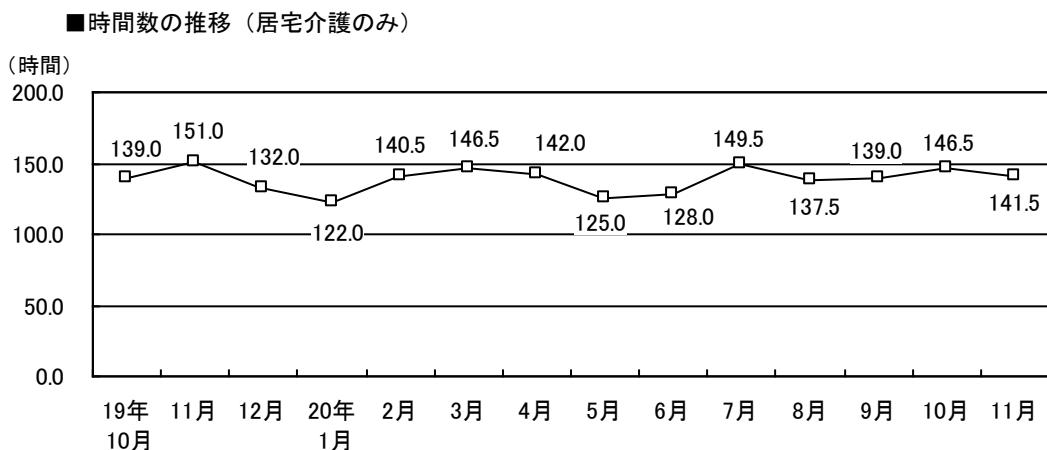
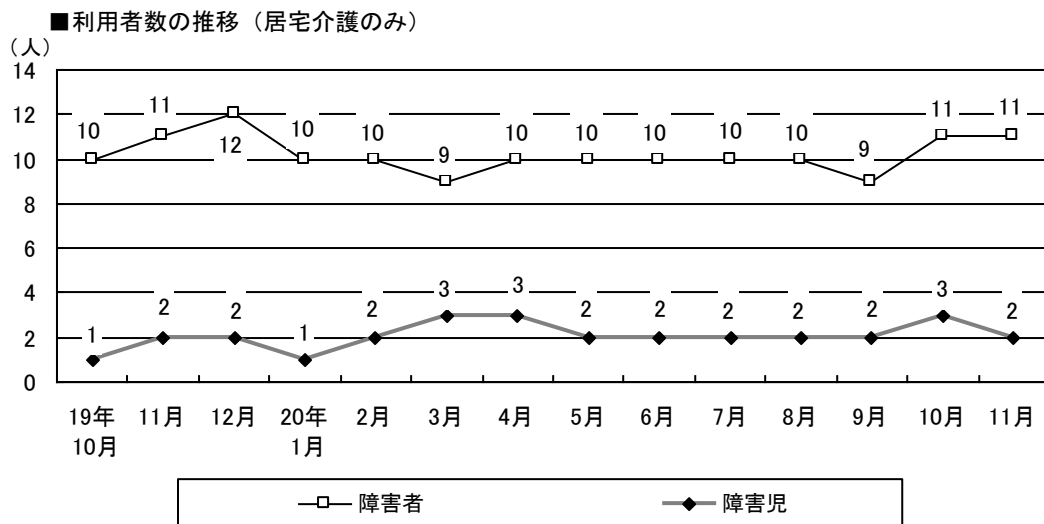
資料：自立支援給付実績より作成（平成 20 年 11 月）

4. 障害福祉サービスの利用状況

障害者自立支援法による新しいサービスのしくみへの移行は、平成18年10月から平成24年3月までの間に順次行われます。よって、本計画期間中においても、障害者自立支援法による新しいサービス（新体系）と障害者自立支援法が施行される前のサービス（旧体系）の両方が利用されることになります。

（1）訪問系サービスの利用状況

本町の訪問系サービスの利用者数をみると、居宅介護で、障害者は毎月10人前後、障害児は1～3人程度となっています。重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用はありません。



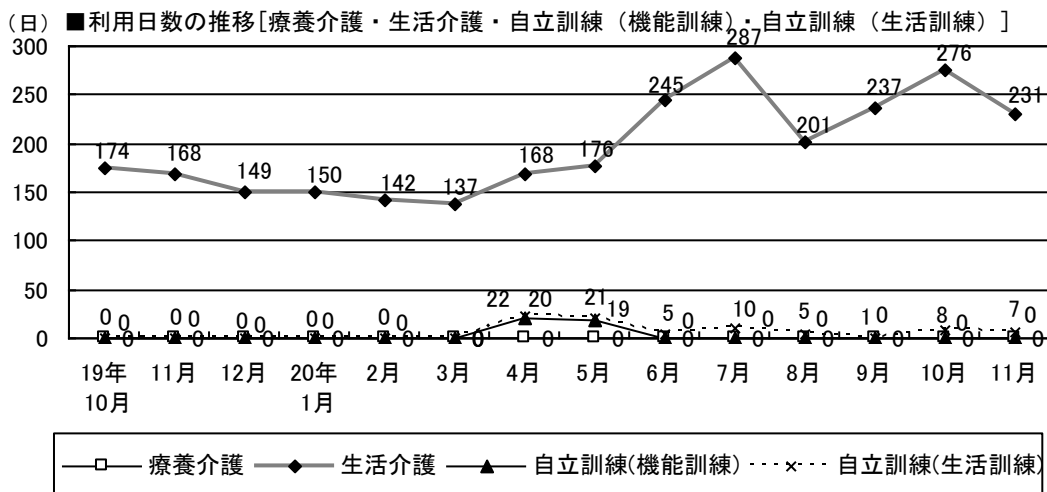
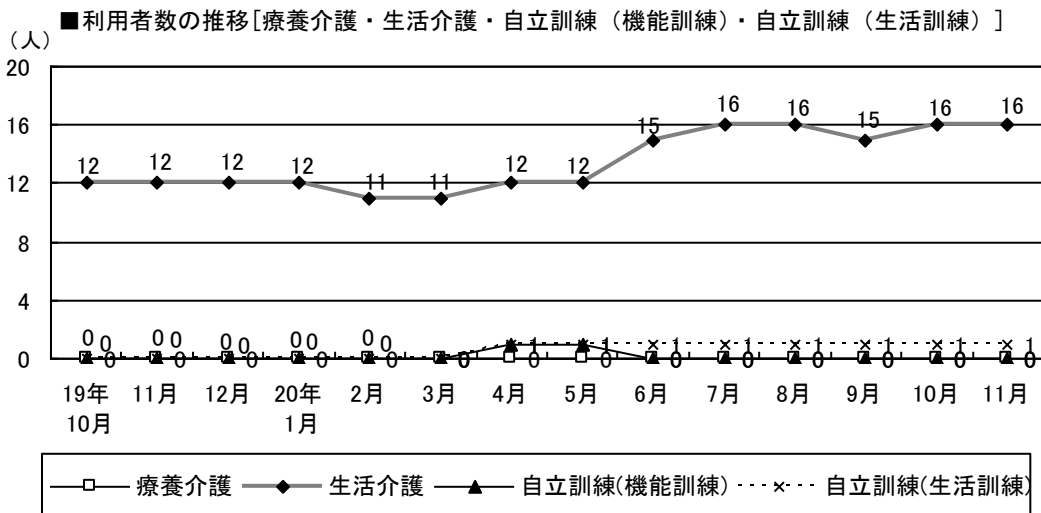
■第1期計画の目標値（参考）

給付の種別	サービスの種類	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	時間	155	167	179	214
	重度訪問介護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					

※単位：時間…月間のサービス提供時間

(2) 日中活動系サービスの利用状況

本町の日中活動系サービスの利用者数をみると、新体系サービスへの移行により、生活介護の利用者数が増加しています。機能訓練・生活訓練については大きな変動はなく、療養介護については利用がありません。



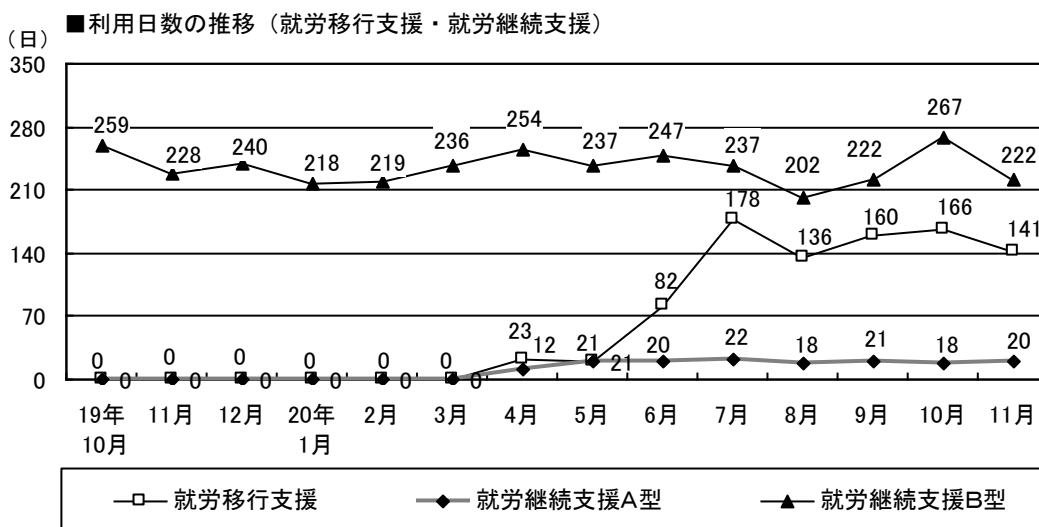
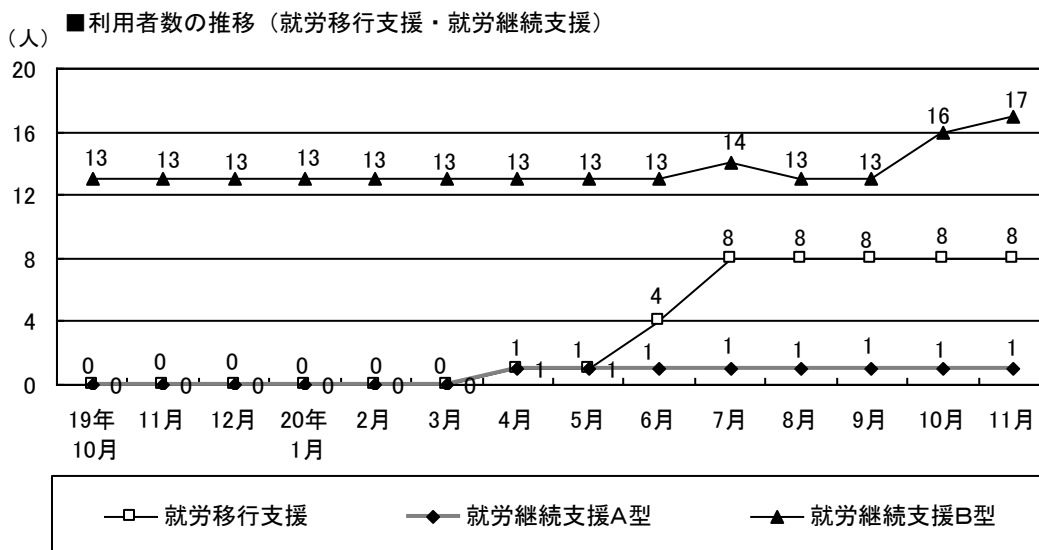
資料：自立支援給付実績より作成

■第1期計画の目標値(参考)

サービスの種類	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	日	132	132	139	161
自立訓練(機能訓練)	日	0	0	0	4
自立訓練(生活訓練)	日	0	2	6	66
療養介護	人	0	0	0	0

※単位：月間のサービス提供日数

本町の就労関連の日中活動系サービスの利用者数をみると、就労移行支援の利用者数、利用日数ともに増加しています。就労継続支援B型では、利用者数はほぼ横ばいで推移していましたが、精神の小規模作業所が新体系に移行したため、利用が増加しています。就労継続支援A型の利用者は、平成20年4月以降、1人で推移しています。



資料：自立支援給付実績より作成

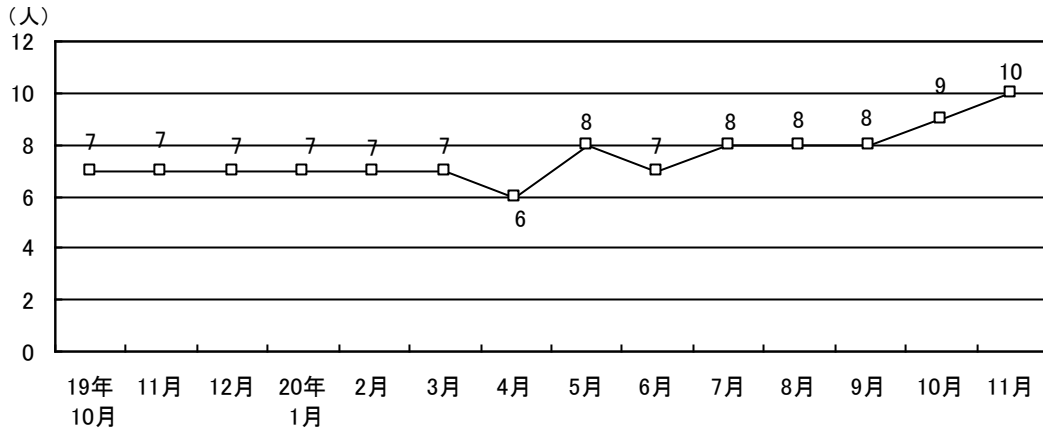
■第1期計画の目標値（参考）

サービスの種類	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	日	0	4	11	29
就労継続支援・A型	日	0	0	0	7
就労継続支援・B型	日	0	336	447	671

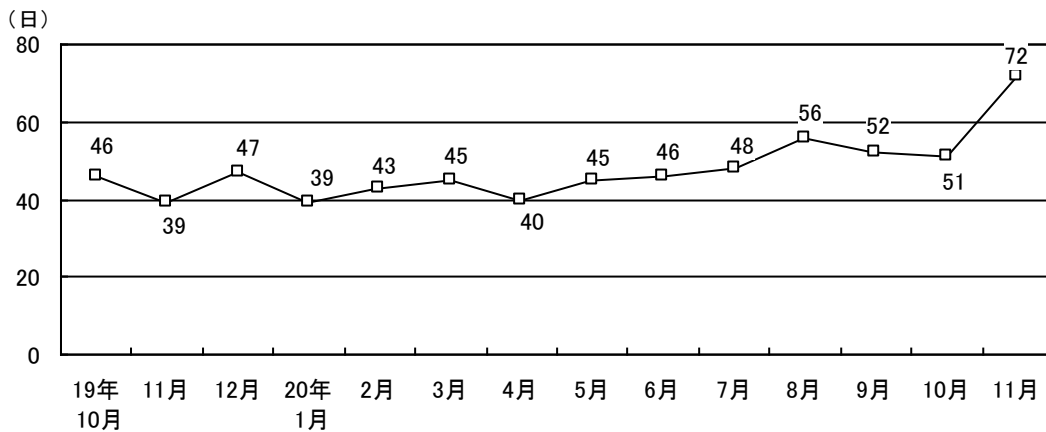
※単位：月間のサービス提供日数

本町の児童デイサービスの利用者数と利用日数をみると、増減しつつも、利用者は7～8人、利用日数は概ね40～50日前後で推移しており、第1期計画のサービス目標量とほぼ同じ程度となっています。平成20年11月の実績では利用日数が急増しています。

■利用者数の推移（児童デイサービス）



■利用日数の推移（児童デイサービス）



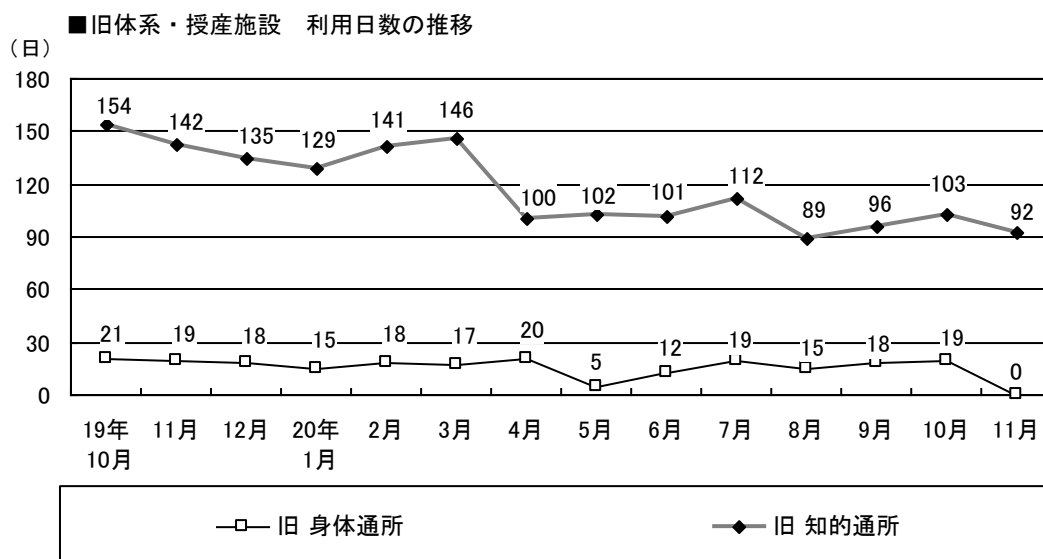
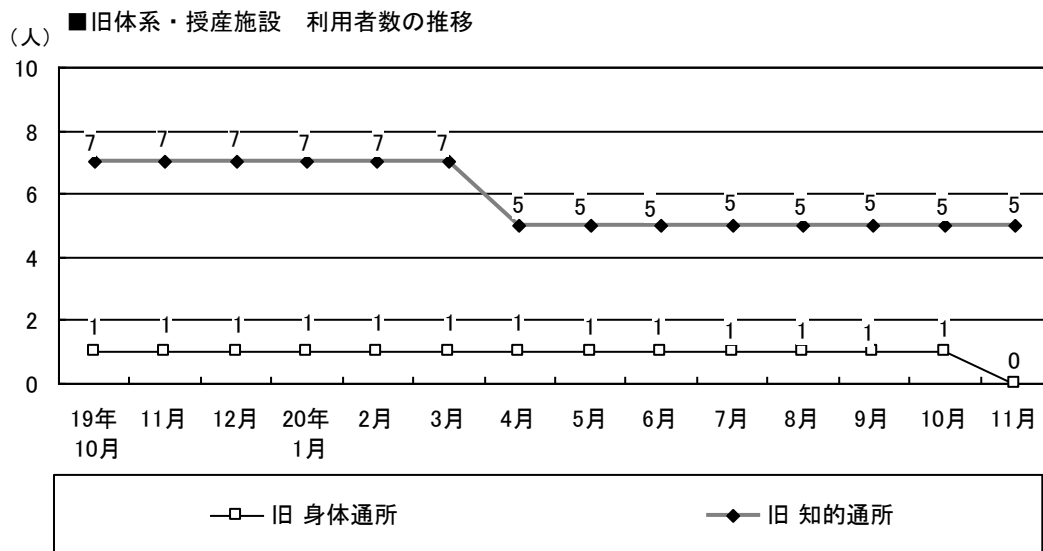
資料：自立支援給付実績より作成

■第1期計画の目標値（参考）

サービスの種類	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
児童デイサービス	日	35	40	44	56

※単位：日…月間のサービス提供日数

日中活動関連の旧法施設の状況をみると、平成 20 年 4 月に 1 事業所が新体系へ移行したことにより、利用が減少しています。



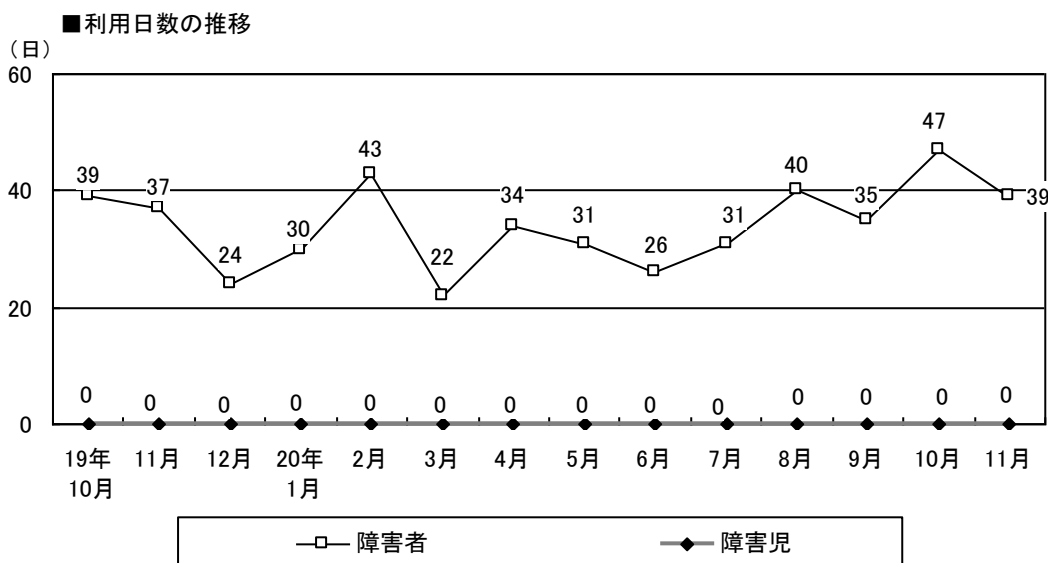
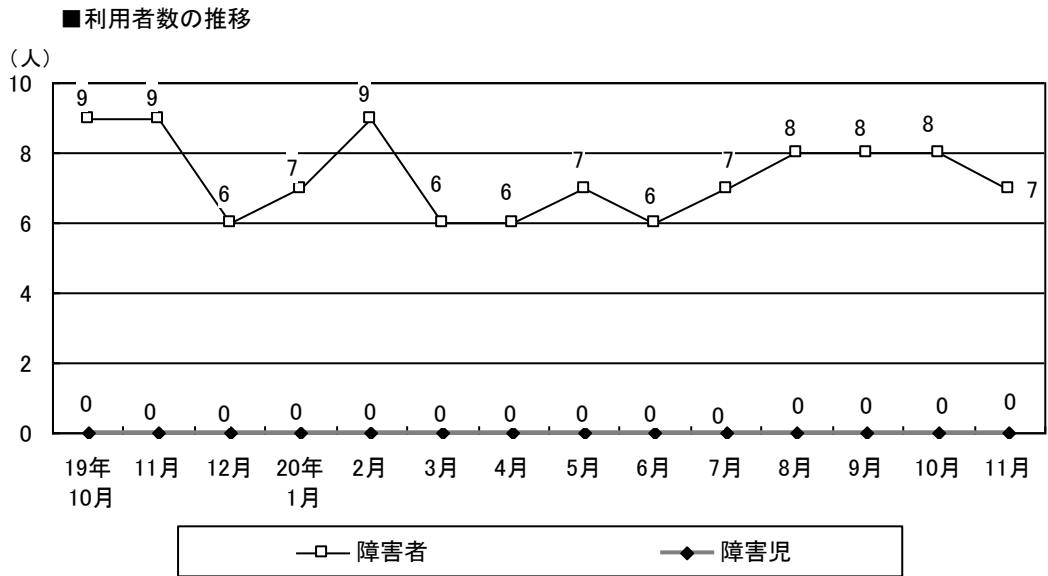
■第 1 期計画の目標値 (参考)

サービスの種類	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
旧通所授産施設	日	176	110	88	0

※単位：日…月間のサービス提供日数

(3) 短期入所の利用状況

短期入所の利用者数をみると、各月6～9人で推移しており、利用日数についても20～50日と、各月で変動がみられます。



資料：自立支援給付実績より作成

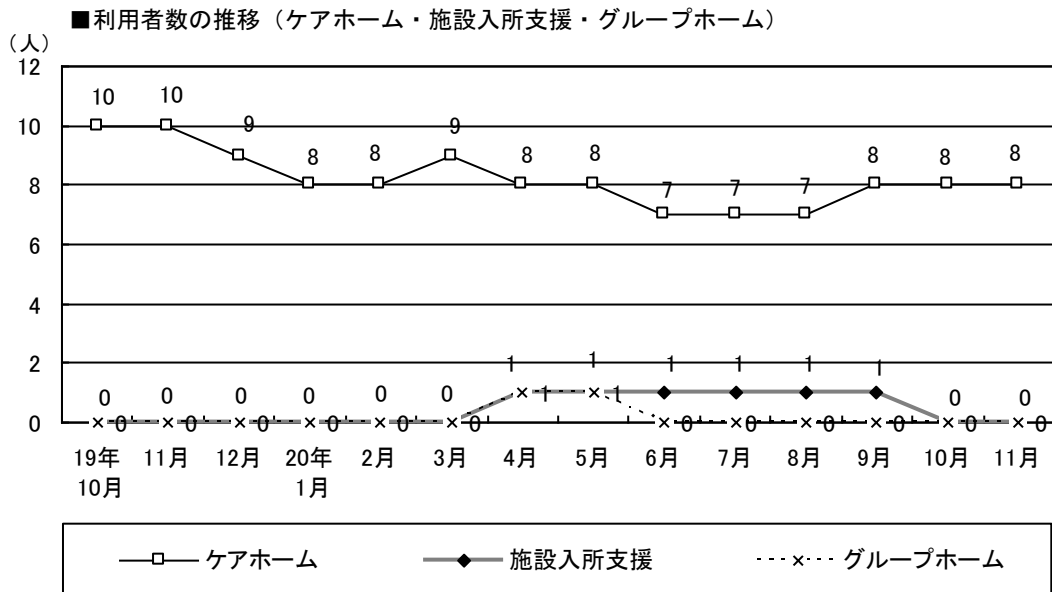
■第1期計画の目標値（参考）

サービスの種類	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所	日	31	33	34	38

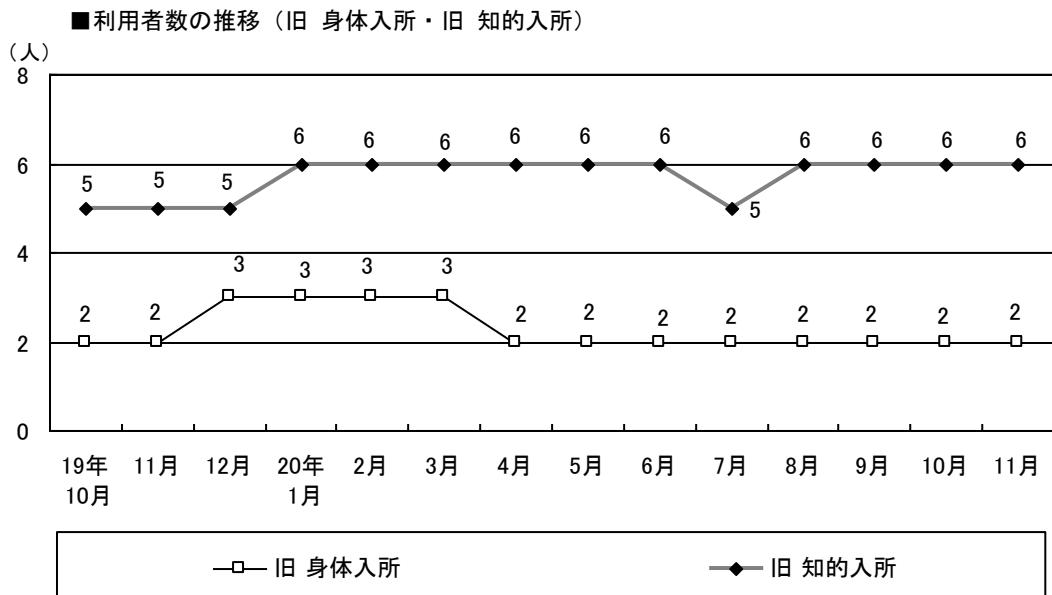
※単位：日…月間のサービス提供日数

(4) 居住系サービスの利用状況

本町の居住系サービスの利用者数をみると、ケアホームの利用者数が7～10人で推移しています。また、旧体系の施設サービスは変動が少なく、新体系への移行があまり進んでいないことがうかがえます。



資料：自立支援給付実績より作成



資料：自立支援給付実績より作成

■第1期計画の目標値（参考）

サービスの種類	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人	11	11	11	22
施設入所支援	人	0	0	4	8
旧入所施設	人	8	8	4	0

※単位：月間のサービス利用実人数

5. 障害福祉サービスの現状

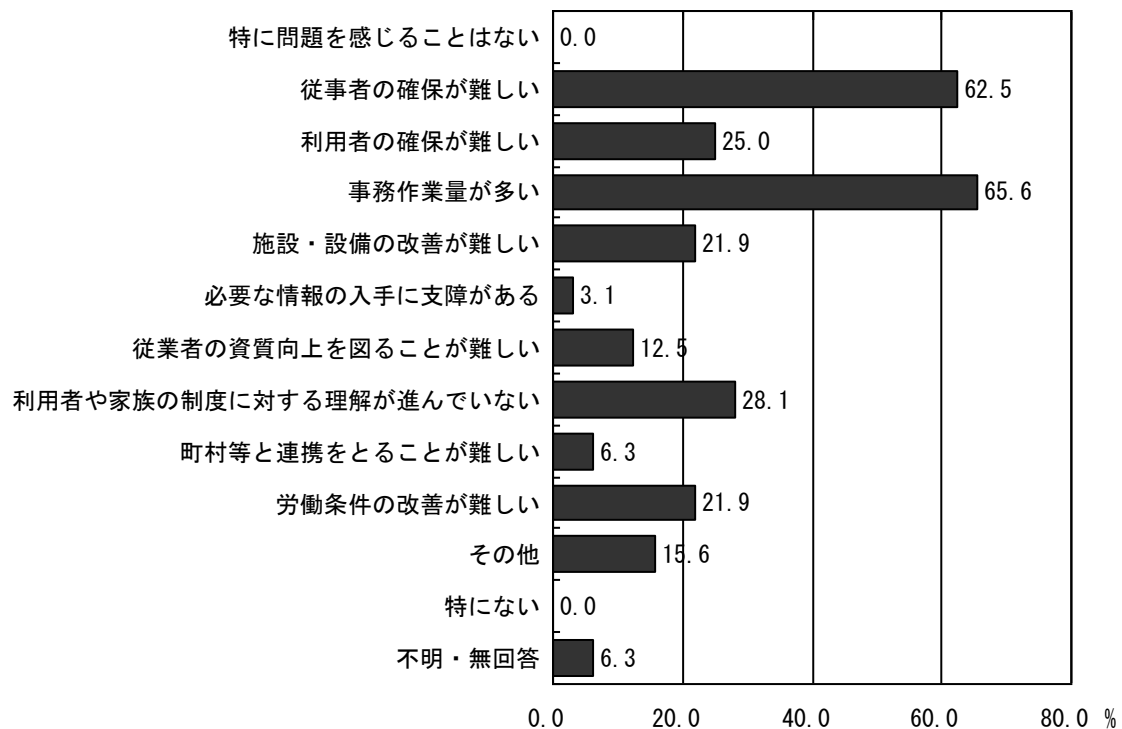
本計画の策定にあたって障害福祉サービス等の利用実態や要望、課題を把握するために、障害福祉サービスの提供事業者を対象にアンケート調査（37 事業者中 32 事業者回答）と、障害者団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

（1）自立支援法の施行によって生じた課題

障害者自立支援法施行前に比べた事業所の状況についてみると、運営に関して感じる問題としては「事務作業量が多い」、「従事者の確保が難しい」がともに6割を超え、最も高くなっています。また、「利用者や家族の制度に対する理解が進んでいない」といった、制度の浸透度に関する問題も約3割弱を占めています。

■事業運営を進めていく上で問題を感じることはあるか（複数回答）

サービス事業所 N=32



【事業者からの声】

○支援費の頃に比べ、報酬単価、利用者ともに減ってきている。収支は悪化している。事務的にも煩雑になっている。

○人員配置が困難になり、収入が減少した。

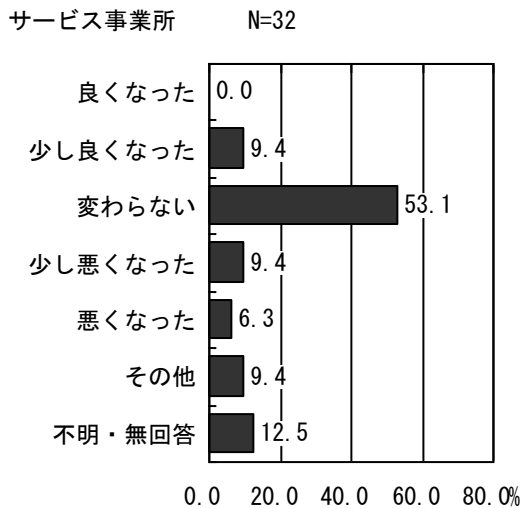
○業務作業の増大とそれに伴う職員配置の見直しが必要となった。

(2) 利用者からの評価と苦情・相談

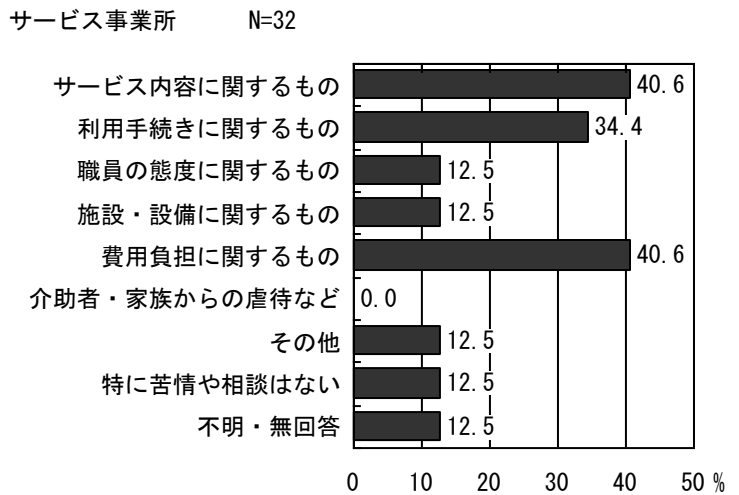
自立支援法施行前と比べた利用者の評価では、「変わらない」が半数を超えて最も高くなっていますが、「少し悪くなった」「悪くなった」は合わせて15.7%、「少し良くなった」は9.4%となっています。

利用者やその家族からあげられる苦情や相談にはどのようなものが多いかについては、「サービス内容に関するもの」「費用負担に関するもの」がともに4割を超えています。次いで「利用手続きに関するもの」が3割を占めています。

■ 自立支援法施行前と比べた利用者からの評価
(複数回答)



■ 利用者やその家族からあげられる苦情や相談で多いもの
(複数回答)



【事業者からの声】

- 障害福祉サービスについての啓蒙的活動が不足しているため、地域の皆さんのニーズ及び意見が表面的になり、真のニーズ意見を探りきれない。
- 町内の事業所が不足している。他市町村の事業所を使われている割合が高いと感じる。

【障害者団体からの声】

- 中には利用料が全額自己負担と思っている人、補助が出ることを知らない人、福祉のしおりがあることを知らない人もおり、周知が必要である。(身体障害者福祉協議会)
- 通常は役場、緊急時は相談支援サービスなど状況に応じて対応してくれるのはよい。(知的障害児・者連絡協議会)
- 充実した地域生活が営めるよう、サービス事業者に対しての助成等の支援を図ってほしい。(知的障害児・者連絡協議会)
- 相談は利用するのに問題はないが、人によっては行きにくいこともある。(さくらの会)

6. 障害者の一般就労の状況

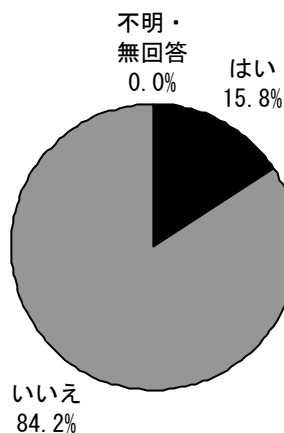
本計画の策定にあたって、障害者の一般就労の状況や今後の可能性を把握するために、商工会を通じて町内の企業を対象にアンケート調査を実施しました。（395社のうち120社が回答）

（1）障害者雇用の状況

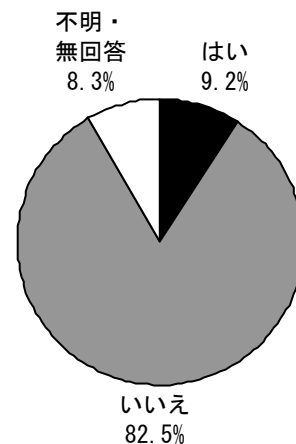
現在の障害者の雇用状況を見ると、15.8%が雇用していると回答しています。また、今後の障害者雇用についてたずねたところ、9.2%で雇用、もしくは増員を考えていると回答がりましたが、その割合は高くはありません。障害者を雇用するうえでの課題としては「従業員の増員が困難」や「どんな作業が向いているかわからない」などが高くなっています。

■現在、障害者を雇用しているか（単数回答） ■今後、障害者の雇用・増員を考えているか（単数回答）

東郷町商工会 N=120

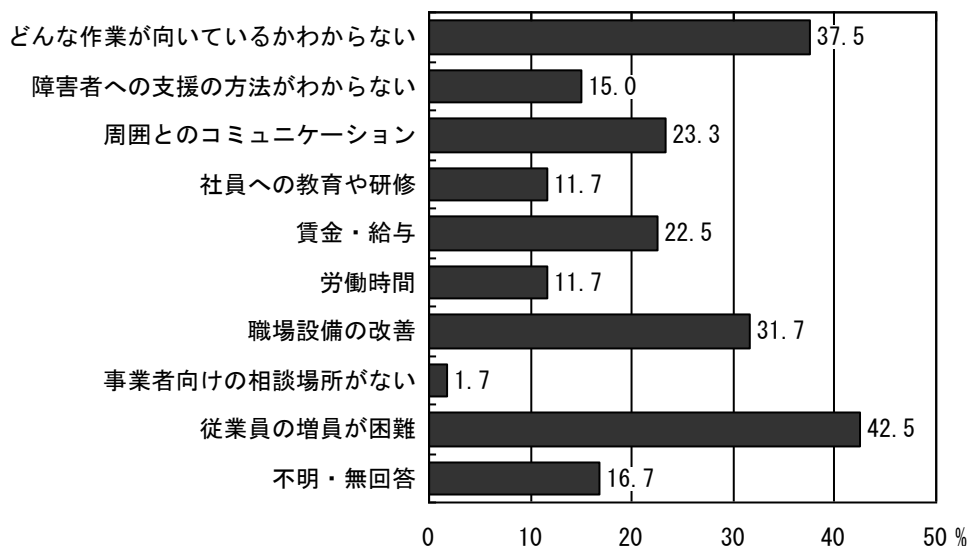


東郷町商工会 N=120



■障害者を雇用するうえでの課題（複数回答）

東郷町商工会 N=120



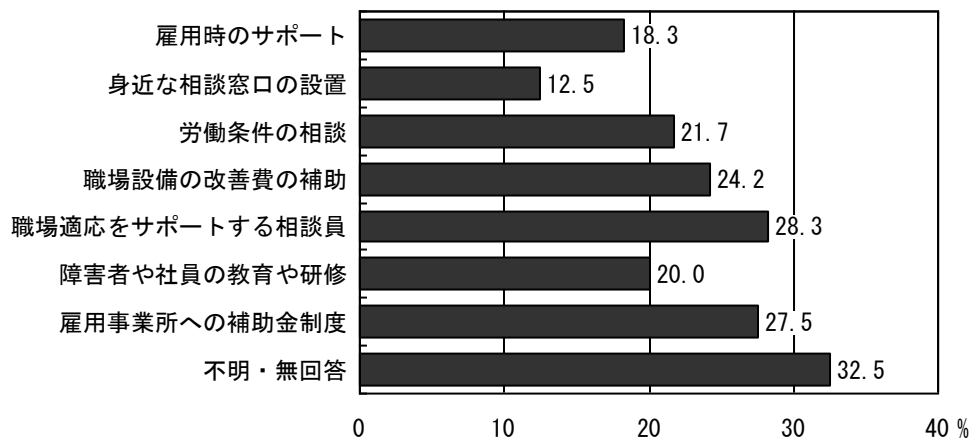
(2) 今後の就労に向けて

障害者を雇用するうえで必要なサポートでは、「職場適応をサポートする相談員」が28.3%、次いで「雇用事業所への補助金制度」が27.5%と、ともに約3割の回答がみられます。

また、社会全体で必要な支援はどのようなものかでは、「障害のある人に配慮した施設や設備を整備する」と「職場の障害のある人に対する理解を深める」がともに3割を超え、高くなっています。

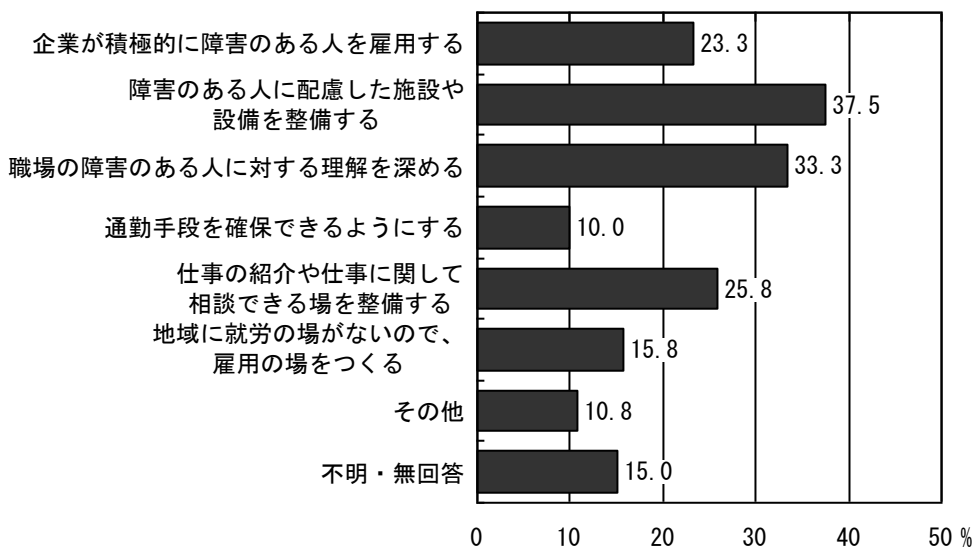
■障害者を雇用するうえで、どのようなサポートが必要か（複数回答）

東郷町商工会 N=120



■障害のある方の就労に向けて、社会全体としてどのようなことが必要だと思うか（複数回答）

東郷町商工会 N=120



第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

本町では、平成18年度に策定した「東郷町障害者計画（第1期東郷町障害福祉計画）」に基づき、障害のある人がライフステージのすべての段階において自立した生活を享受するとともに、地域社会活動への参加を目指すことができる「リハビリテーション」の理念と、障害のある、なしにかかわらず互いに助け合い、平等に生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念にたち、障害のある人の「参加と平等」を実現することを目標として、様々な施策を推進してきました。

東郷町の障害者施策における3つの基本理念

- 基本理念1 障害のある人の自立
- 基本理念2 障害のある人の社会活動参加
- 基本理念3 障害を理解し、支え合うまちづくり

本計画においては、継続して「東郷町障害者計画（第1期東郷町障害福祉計画）」の基本理念である上記の3点を踏まえ、障害のある人の自己決定と主体的な生活を支援し、自らの障害に応じた自立生活を地域の中で実現できるよう、自立支援給付、地域生活支援事業をはじめとした各種福祉サービスの充実を図り、地域生活の基盤整備を進めるものとします。

2. 提供体制確保の基本的考え方

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方は第1期計画を継続し、障害のある人が、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう計画を進めます。

1. 訪問系サービスの提供

障害のある人が、地域で生活していくためには、居宅での生活を支援する訪問系サービス〔居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援〕について、必要なサービスが提供できるよう、提供基盤の体制の充実とサービスの質を向上させていくことが必要となります。

2. 日中活動系サービスの充実

障害のある人が、地域で生活していくためには、日中に希望するサービス[生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス及び短期入所（ショートステイ）]を受けることができるよう、旧体系施設の新体系への移行を推進し、日中活動系サービスの充実を図ることが必要となります。

3. 地域生活支援事業の推進

障害のある人が、地域生活で自立した日常生活や社会生活を送るためには、円滑にサービスが利用できるよう、中立かつ公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備するとともに、地域生活支援事業（コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援など）を地域の実情に応じて提供していくことが必要となります。

4. 地域生活移行の推進

障害のある人が、地域で生活していくためには、地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、自立訓練事業等の充実を図ることにより、施設入所や入院から地域生活へ移行できるよう、支援体制、訓練体制を整備していくことが必要となります。

5. 一般就労への移行の推進

障害のある人が、地域で生活していくためには、働くことも重要なポイントとなります。「働きたい」という意欲や希望のある障害のある人が、能力や適性に応じて働くことができるよう、サービス事業者をはじめ、企業や関係機関と連携しながら障害のある人の様々な就労活動への支援を充実していくことが必要となります。

6. 相談支援体制の構築

障害のある人が、地域で自立した生活を営み、社会参加をしていくためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

3. 平成 23 年度の目標

第 1 期東郷町障害福祉計画においては、障害のある人の地域生活への移行支援や就労支援など、新たな課題に対応していくため、障害福祉のサービス量を見込む中で、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として、数値目標を設定しています。第 2 期計画においても、引き続きこの 3 つの目標の達成に努めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の指針】

平成 23 年度末までに、現在における入所施設の入所者の 1 割以上が地域生活（グループホーム、ケアホーム、一般住宅など）に移行することをめざすとともに、平成 23 年度末時点の施設入所者数を 7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定します。

■施設入所利用者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
施設入所者数(A)	8人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成23年度末の施設入所者数(B)	8人	平成 23 年度末時点の利用人数を見込む
現時点の施設入所者数	9人	平成 20 年 4 月 1 日現在の施設入所者数とする
【目標値】削減見込み(A-B)	0人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	1人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

【今後の方向性】

平成 20 年 11 月現在の福祉施設入所者数は、施設入所支援のサービス利用者で 0 人、旧法体系の身体障害者施設で 2 人、知的障害者施設で 6 人、合計 8 人となっています。今後も近隣自治体等と連携しつつ、日中活動支援、ケアホーム、グループホーム等を含めた地域への移行支援を強化します。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国の指針】

平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障

害者」(以下「退院可能精神障害者」という。)が退院することをめざし、平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

■入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現在の退院可能精神障害者数	0人	平成 18 年 6 月末時点の退院可能な精神障害者数
平成 19 年度までの減少数	0人	
【目標値】減少数	0人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数

【今後の方向性】

本町においては、平成 18 年 6 月時点の退院可能精神障害者数は 0 人となっているため、精神障害者に関する正しい理解や知識の普及や相談支援体制の整備により、継続して精神障害者の地域生活を支援していきます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。目標の設定では、現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましいとされています。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成 17 年度の年間一般就労移行者数	1人	平成 17 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成 19 年度の年間一般就労移行者数	0人	
【目標値】平成 23 年度の年間一般就労移行者数	1人 (1倍)	平成 23 年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

【今後の方向性】

平成 20 年度に一般就労に移行した方は 0 人となっています。今後は事業所への啓発を強化するとともに、工賃倍増5か年計画、重点施策実施5か年計画等を踏まえながら、一般就労に対する取組を一層推進します。

第4章 障害福祉サービス等の見込みと その確保のための方策

1. 自立支援給付の見込み

(1) 訪問系サービスの提供

①居宅介護（ホームヘルプ）

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出の際の移動中の介護などを総合的に行います。

③行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

④重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用人数（人／月）	12	15	16	19
	利用時間（時間分／月）	140	176	188	223
重度訪問介護	利用人数（人／月）	0	0	0	0
	利用時間（時間分／月）	0	0	0	0
行動援護	利用人数（人／月）	0	0	0	0
	利用時間（時間分／月）	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数（人／月）	0	0	0	0
	利用時間（時間分／月）	0	0	0	0

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

※1 人あたりの利用時間は、平成 20 年の実績により 11.7 時間を見込む。

【サービス量を確保するための方策】

本町の訪問系サービスは、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援では利用はなく、居宅介護（ホームヘルプ）のみ利用者がいます。

居宅介護（ホームヘルプ）は、今後も障害者数の増加、介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されます。必要なサービス量に対応できるよう、サービス提供事業者と連携するとともに、新たな事業者の参入を促進します。また、行動援護、重度障害者等包括支援などの、町内に提供事業者がないサービスについてもニーズの把握に努め、必要に応じて事業者の参入を促進します。

（２）日中活動系サービスの提供

①生活介護

常時介護が必要な人に対して、障害者支援施設などの施設で、日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	利用人数(人/月)	14	17	18	20
	利用日数(人日分/月)	220	267	283	314

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

※1 人あたりの利用日数は、平成 20 年度の実績により 15.7 日を見込む。

【サービス量を確保するための方策】

旧体系の入所施設・通所施設の利用者からの移行を中心に、利用者の増加が予想されます。サービス提供事業者と連携し、新体系への円滑な移行を支援します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	利用人数（人／月）	1	1	1	1
	利用日数（人日分／月）	22	22	22	22
自立訓練（生活訓練）	利用人数（人／月）	1	1	1	1
	利用日数（人日分／月）	10	10	10	10

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

※1 人あたりの利用日数は、平成 20 年の実績により次のように見込む。自立訓練（機能訓練）：22 日
自立訓練（生活訓練）：10 日

【サービス量を確保するための方策】

機能訓練については町内にサービス提供事業所がなく、利用者もありません。生活訓練については、現在町外の 1 事業所でサービス提供を行っており、今後も近隣自治体との連携のもと、必要なサービス量を提供できる体制づくりを進めます。

③就労移行支援

就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、求職活動、職場の開拓など雇用に向けた支援を行います。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	利用人数（人／月）	8	10	12	14
	利用日数（人日分／月）	144	180	216	252

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

※1 人あたりの利用日数は、平成 20 年の実績により 18 日を見込む。

【サービス量を確保するための方策】

移行を希望する事業所に対しては、新体系への円滑な移行を支援するとともに、公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校などとの関係機関とのネットワークの構築を図り、障害のある人の就労支援体制とサービス提供体制の整備を進めます。

④就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。

○就労継続支援（A型）

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人や、養護学校を卒業して企業等の雇用に結びつかなかった人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して、生産活動の提供や就労に必要な訓練その他の支援などを行います。

○就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な人や、就労移行支援によっても雇用に至らなかった人などに対し、生産活動の提供や就労に必要な訓練その他の支援を行います。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援(A型)	利用人数(人/月)	1	1	1	1
	利用日数(人日分/月)	20	20	20	20
就労継続支援(B型)	利用人数(人/月)	14	18	19	20
	利用日数(人日分/月)	238	306	323	340

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

※1 人あたりの利用日数は、平成 20 年の実績により次のように見込む。A型：20 日 B型：17 日

【サービス量を確保するための方策】

第 1 期計画期間中に、就労移行支援の利用者が増加しています。また、今後も旧体系の授産施設利用者からの移行が進むことで、就労継続支援などのサービスが増加すると思われます。サービス量を確保するため、サービス提供事業者と連携し、新体系への円滑な移行を支援します。

また、公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校、相談支援事業者などの関係機関とのネットワークの構築を図り、障害のある人の就労支援体制と工賃の確保なども含めたサービス提供体制の整備を進めます。

⑤療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護など、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(人日分/月)	0	0	0	0

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

町内にサービス提供事業所がないため、利用者のニーズ把握に努め、近隣自治体との連携のもと必要なサービス量を提供できる体制づくりを進めます。

⑥児童デイサービス

障害のある児童に対して、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの援助を行います。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	利用人数(人/月)	8	9	9	9
	利用日数(人日分/月)	50	57	57	57

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

※1 人あたりの利用日数は、平成 20 年の実績により 6.3 日を見込む。

【サービス量を確保するための方策】

町内、町外のサービス提供事業者との連携のもと、必要なサービス量を提供できる体制づくりを進めます。

⑦短期入所（ショートステイ）

在宅で障害のある方を介護している保護者等が、病気・冠婚葬祭などの場合に、障害者の方が、短期間、施設に宿泊するサービスです。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所（ショートステイ）	利用人数（人／月）	7	8	9	10
	利用日数（人日分／月）	34	40	44	49

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

※1 人あたりの利用日数は、平成 20 年の実績により 4.9 日を見込む。

【サービス量を確保するための方策】

地域で生活をするために重要なサービスとなるため、必要なサービス量が確保され、適切にサービスが提供されるよう支援します。

(3) 居住系サービスの提供

①共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

主として夜間に行われる共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」と、入浴、排せつ、食事の介護などを行う「共同生活介護（ケアホーム）」を提供します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助(グループホーム)	利用日数(人分/月)	1	4	4	4
共同生活介護(ケアホーム)	利用日数(人分/月)	8	9	9	14

※「人分/月」…「月間の実利用人数」

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

現在の施設入所者の地域生活への移行の目標が達成されるように、現在の利用者や地域生活への移行に伴う増加等を勘案し、地域における生活の拠点となる住まいの確保を検討します。

②施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。また、新体系への移行が完了する平成 23 年度までは、各施設においてこれまでどおり入所者に夜間のサービスを行います。（旧法施設入所支援）

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	利用日数(人分/月)	0	1	1	8
旧法施設入所	利用日数(人分/月)	8	7	7	0

※「人分/月」…「月間の実利用人数」

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

旧体系の入所施設の利用者からの移行による新規利用者の増加が予想されます。

施設入所支援の適正な利用と近隣自治体との広域的な調整を図るとともに、近隣自治体のサービス提供事業者における新体系への移行状況を注視していきます。

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成）

支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
指定相談支援	利用日数(人/年)	0	0	0	1

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

対象者の把握を行うとともに、相談支援専門員の養成と確保を図り、必要なサービス量の確保に努めます。また、地域自立支援協議会においてサービス利用支援のチェックを行い、適正化を図ります。

2. 地域生活支援事業の見込み

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第 77 条において市町村を実施主体とし、法定化された事業です。障害のある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

(1) 実施事業

- ①相談支援事業
- ②コミュニケーション支援事業
- ③日常生活用具給付等事業
- ④移動支援事業
- ⑤地域活動支援センター事業
- ⑥訪問入浴サービス事業
- ⑦日中一時支援事業
- ⑧生活サポート事業
- ⑨自動車運転免許取得・改造助成事業

①相談支援事業

障害のある人や介助者（介護者）などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、または障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

【サービス見込み量】

事業の種類	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業（箇所）	3	3	3	3
地域自立支援協議会（箇所）	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業（箇所）	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業（人／年）	0	0	0	1

【サービス量を確保するための方策】

相談支援事業者や保健師などの専門的職員と連携し、障害のある人に必要な相談支援体制の構

策を図ります。地域自立支援協議会の機能を活かし、中立公平な相談支援事業の実施に努めます。また、相談支援事業の機能を強化するため、成年後見制度の利用支援や住宅入居などの必要な支援を提供できる体制の整備を進めます。

②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人などに対して、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者などの派遣を行います。また、近隣自治体と連携し、手話通訳者、要約筆記者の養成講座を開催し、人材の確保とサービスの質の向上を図ります。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業	延べ利用人数(人/年)	16	18	20	22
要約筆記者派遣事業	延べ利用人数(人/年)	104	12	12	12
手話奉仕員養成講座	終了見込み者数(人/年)	5	10	10	10
要約筆記奉仕員養成講座	終了見込み者数(人/年)	8	20	20	20

※派遣事業の平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

※養成講座の平成 21 年度以降の終了見込み者数については、各講座の受講定員

【サービス量を確保するための方策】

(社)愛知県聴覚障害者協会、(社)愛知県身体障害者福祉団体連合会への委託により、意思疎通に支援が必要な聴覚障害者などに対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、手話通訳者、要約筆記者の養成講座を開催することで人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知などに努めます。

③日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人などに対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具および住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

【サービス見込み量】

事業の種類	平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具 (件/年)	1	1	2	3
自立生活支援用具 (件/年)	7	7	8	9
在宅療養等支援用具 (件/年)	8	8	9	10
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	5	5	6	7
排泄管理支援用具 (件/年)	302	324	336	348
住宅改修費 (件/年)	1	1	1	1

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

日常生活用具などの給付を必要とする人が、サービスを利用できるように日常生活用具などに関する情報の周知を図るとともに、障害の特性に合った日常生活用具などの給付を行います。

④移動支援事業

屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	利用者数 (人/月)	25	28	31	34
	利用時間数 (人/月)	200	224	248	272
	登録事業者数 (箇所)	8	8	8	8

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

※1 人あたりの利用時間数は、平成 20 年の実績により 8 時間を見込む

【サービス量を確保するための方策】

ガイドヘルパーの養成やサービス見込み量の確保と質の向上を図るとともに、障害のある人が利用しやすい体制の構築を図ります。また、これまでの利用状況や利用者のニーズ等を勘案し、利用者が事業者を自由に選択できるように提供事業者の参入を促進します。

⑤地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会を提供し、障害のある人の社会との交流を促進するために地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。また、地域活動支援センターの機能の充実強化を行います。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援 センター事業	利用者数（人／月）	30	32	34	35
	登録事業者数（箇所）	6	6	6	6

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

町内や近隣自治体の事業者と連携し、利用者のニーズに合ったサービス提供体制の整備を進めます。

⑥訪問入浴サービス事業

障害者に対して、自宅で訪問入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持と健康増進を図るとともに、介護者の肉体的、精神的負担を軽減することを目的として実施します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数（人／月）	1	1	1	1
	利用日数（日／月）	4	4	4	4

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

訪問入浴サービスの周知を図り、利用を促進します。

⑦日中一時支援事業

特別支援学校等に在籍している障害のある児童・生徒に対して放課後や夏休みなどの長期休暇期間中における活動の場を提供するサービスを実施します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
日中一時支援事業	タイムケア	利用者数 (人/月)	21	23	25	27
		事業者数 (箇所)	1	1	1	1
	日中ショート	利用者数 (人/月)	2	2	2	2
		事業者数 (箇所)	2	2	2	2

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

サービス事業者に対し、事業規模の拡大を図るよう引き続き働きかけ、安定した供給量を確保するとともに、障害のある人やその家族の支援に努めます。

⑧生活サポート事業

介護給付支給決定前の障害者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うことにより、地域での自立した生活の推進を図る事業を実施します。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活サポート事業	事業者数 (箇所)	3	3	3	3
	利用者数 (人/月)	0	1	2	3

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

生活サポート事業の周知を図り、利用を促進します。

⑨自動車運転免許取得・改造助成事業

身体に障害のある人に対して、普通自動車免許の取得に要した費用や自動車の改造に要した費用を助成することにより、社会参加の促進を図ります。

【サービス見込み量】

サービスの種類		平成 20 年度 ※	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
運転免許取得	利用人数(人/年)	0	1	1	1
自動車改造	利用人数(人/年)	3	3	3	3

※平成 20 年度については、4 月～12 月実績をもとに算定

【サービス量を確保するための方策】

自動車運転免許取得および改造助成事業の周知を図り、利用を促進します。

第5章 今後の施策の推進

1. 障害者自立支援法の浸透

サービス提供事業者へのアンケート調査によると、運営に関する課題として、障害者自立支援法の制度が複雑であり、利用者やその家族の制度への理解がまだ十分ではない状況であるという意見が少なくありませんでした。

近年の障害者施策は制度の改正が多くなっているため、サービスを必要とする人が自らの意思でサービスを選択し、利用していくことができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、制度やサービス内容の周知を行い、障害者自立支援法の普及と定着に努めていきます。

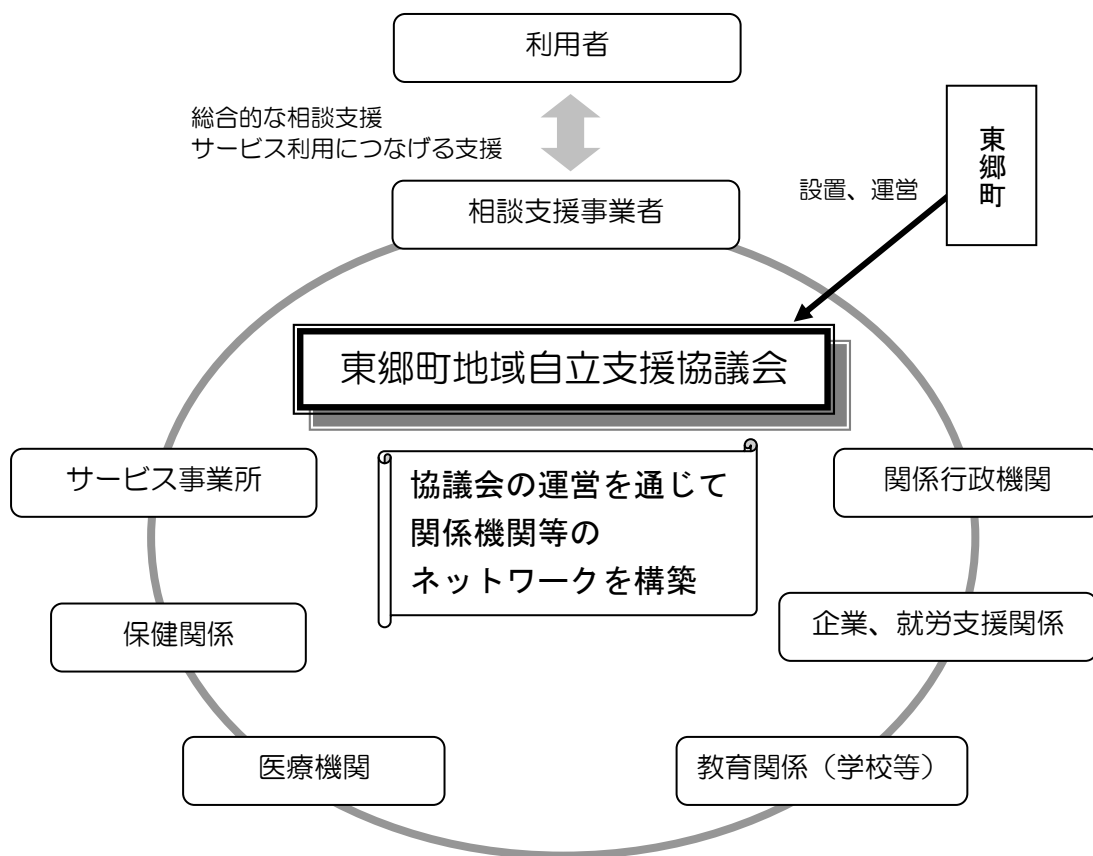
2. サービス提供事業者の育成・確保

障害福祉サービスの充実を図るためには、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。サービス提供事業所等へ情報提供等を行うことにより新規参入を促進するとともに、利用者が事業者選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障害特性に対応できる援助技術の共有化に向けた、事業所間の情報交流など連携体制を構築します。

3. 自立支援協議会の充実

障害者自立支援法における相談支援事業等を効果的に実施するとともに、各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化を図り、東郷町の実情に応じたサービス利用支援、相談支援のネットワーク構築を図るため、庁内の関係各課及び近隣自治体との連携をより一層強化するとともに、地域自立支援協議会の機能を活かしていきます。

■自立支援協議会のイメージ



○ 地域において相談支援事業を適切に実施していくため、「地域自立支援協議会」を設置し、次のような機能を確保する。

また、実施にあたっては、個別ケースの調整会議を開くなど、多様な形態が想定される。

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施
- ・ 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言
- ・ 地域の関係機関によるネットワークを構築
- ・ 地域の社会資源の開発、改善

4. 就労支援の充実

障害者が社会的、経済的に自立して暮らしていけるよう就労に向けた支援を推進し、公共職業安定所や障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）提供事業者などとの連携のもとで、障害がある人の一般就労への移行を支援していきます。

また、企業との連携、働きかけを継続的に行うことで一般就労や雇用支援策の理解を促していくとともに、福祉的就労の場（就労継続B型）の確保や、愛知県で策定している「工賃倍増5か年計画」における取組も踏まえながら、障害がある人が地域で経済的に自立できるような環境づくりに努めます。

また、地方自治法施行令の改正を踏まえながら、町における受注機会を拡大するなど、就労機会の創出に向けた取組をより一層強化します。

5. 虐待防止対策の推進

地域自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会などの場の活用により、障害者団体をはじめ、そのほか関係団体・機関からなるネットワークを通じて、障害のある人や児童に対する虐待の防止をはじめ、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などに向けたシステムの構築に努めるなど虐待防止に対する取組を強化します。

第6章 計画の推進体制

1. 庁内の関係各課における推進体制

計画を着実に進めていくためには、本町の関係各課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的に取り組んでいきます。

2. 愛知県・近隣自治体との連携

愛知県や近隣自治体と連携し、計画の見込み量や事業所指定等について必要な調整を図るとともに、障害福祉サービス等にかかわる人材の育成・資質の向上を図ります。

また、適切な利用者負担制度等、障害者施策の一層の充実に向けて国・愛知県へ働きかけていきます。

3. 評価体制

目標の達成状況を庁内関係各課、また自立支援協議会等との連携のもとで評価、見直しを行うとともに、必要な対策等を継続的に実施します。

資料編

■第2期東郷町障害福祉計画策定経過

日 時	内 容
平成20年11月26日 ～平成20年12月10日	障害者の就労に関するアンケート調査を実施 商工会員事業所に対して障害者の就労状況や就労に関する意見等を調査しました。
平成20年11月26日 ～平成20年12月8日	障害福祉サービス提供事業者アンケート調査を実施 本町で実績のある事業所に対して障害福祉サービス等の利用実態や要望、課題を把握するために調査を実施しました。
平成20年12月4日 ～平成20年12月5日	障害者団体ヒアリングを実施 町内で活動を行っている障害者団体に対してヒアリングを行い、障害福祉サービス等の利用実態や要望、課題を把握するために意見聴取しました。
平成21年1月29日 ～平成21年2月9日	第2期障害福祉計画（素案）に対する意見照会（愛知県へ） 県内の障害福祉計画を総括する愛知県に対し町の素案を提出し、考え方や推計値について確認を行いました。
平成21年2月6日	東郷町地域自立支援会議 【議題】 1 計画（案）の報告について
平成21年2月13日 ～平成21年3月4日	パブリックコメントの実施 第2期障害福祉計画（案）を、町政情報コーナー、ホームページ等にて公開し、町民から意見を募集しました。
平成21年3月23日	東郷町地域自立支援会議 【議題】 1 計画の策定について

■障害者団体

団 体 名
東郷町身体障害者福祉協議会
知的障害児・者連絡協議会
東郷町心の病をもつ人の家族の会（さくらの会）

■東郷町地域自立支援会議構成員

構 成 員	備 考
地域活動支援センター 柏葉	障害者相談支援事業者
社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会	障害福祉サービス事業者
東郷町福祉センター	障害福祉サービス事業者
NPO法人 金曜グループ 生活支援部 ゆ〜	障害福祉サービス事業者
NPO法人 金曜グループ スカイブルーホーム	障害福祉サービス事業者
NPO法人 金曜グループ なかよしハウス	障害福祉サービス事業者
NPO法人 金曜グループ ターザン	障害福祉サービス事業者
有限会社 くすりの松山 もみの木訪問介護事業者	障害福祉サービス事業者
有限会社 チェリッシュ企画 おおきなくすの木	障害福祉サービス事業者
愛知県厚生事業団 愛厚ホーム東郷苑	障害福祉サービス事業者
医療法人和合会 柏葉	障害福祉サービス事業者
障害者相談支援圏域アドバイザー	尾張東部圏域アドバイザー
瀬戸保健所	保健の関係機関
東郷町商工会	雇用の関係機関
児童課	保育（療育）の関係機関
健康交流課	保健の関係機関
訪問看護ステーション	医療の関係機関
農政商工課	雇用の関係機関
学校教育課	教育の関係機関
福祉課	事務局

■事務局

所 属	役 職	氏 名
福 祉 課	課長	近藤るり子
	課長補佐	近藤 伸夫
	障害者福祉係主査	磯村 理恵
	障害者福祉係主査	梅木 千鶴

第2期東郷町障害福祉計画

発行：東郷町 福祉部 福祉課
〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1
TEL:0561-38-3111 FAX:0561-38-0001
発行年月：平成 21 年3月
